

放火火災の実態とその防止対策 第6回

総務省消防庁予防課長 小林恭一

[事業所の放火対策]

建物に対する放火の6割近くは住宅や共同住宅以外の建物（ここでは「事業所」と言うことにします）を狙ったものです。また、事業所火災の2割以上は放火によるものです。

このため、放火火災対策は、事業所の防火管理者の最も重要な仕事の一つになります。

事業所は、不特定多数の人が利用するデパートや劇場から、ほとんど人がいない倉庫まで、その態様は様々ですので、放火対策を考える場合には、その施設の特性に合わせる必要があります。

事業所の放火対策のうち、「放火されない環境づくり」の基本は、住宅の場合と同様「手間」と「人目」です。前回述べた住宅の放火対策は対象を事業所に置き換えればほとんどそのまま有効ですが、それに加え、以下のような事業所特有の対策を考える必要があります。

[入退出管理や立入り禁止の徹底]

事業所の場合、「放火するには手間がかかる」ようにする対策で最も効果があるのは入退出管理の徹底です。「どこでも良いから放火しよう」と思っている放火犯が、わざわざ身分証明書を見せなければ入れないような敷地や建物に入って放火する可能性は極めて低いかからです。

不特定多数の人が自由に出入り出来る施設の場合は、放火犯に「人目がない部分」に接近されると放火される可能性が高くなります。

このため、まず「関係者以外立入禁止」を徹底することが必要です。特に、飲食店や物品販売店舗等と事務所等が混在する施設では、「店舗部分には多数の客がいるのに事務所部分は無人」ということが起こることがあります。こんな時に事務所部分に入り込まれると、放火された場合の人命危険が極めて高くなりますので、絶対に防がなければなりません。

「立入禁止」を徹底するには、施錠やシャッターなどで物理的に出入り口を制限した上で、出入り口部分にガードマンなどを配置して入退出管理を行うのが基本です。

[厳しい監視をアピール]

不特定多数の人が利用する部分では、トイレ、階段、廊下の入り隅などが放火される場所の定番です。また、家具売場、布団売場など、客の密度が低いのに死角が多く可燃物が多い場所は、特に注意しなければなりません。

これらの部分は立入禁止にするわけにはいきませんので、「見られている」、「監視されている」と放火犯に意識させるようにすることがポイントです。従業員やガードマンの不定期

な見回り、監視カメラによる不審者への迅速な対応などを行うとともに、そのような監視体制を意識的にアピールして「この施設は監視が厳しい」と思わせなければなりません。この手法は、施錠していない「立入禁止」場所への入り口にガードマンなどを配置出来ないような場合にも有効です。

[炎感知器の設置]

「放火されても被害を拡大させない」対策は、火災の早期発見、初期消火、迅速な通報・連絡と避難誘導など、基本的には通常の火災対策と同じです。ただ、建物の外部に放火される可能性がある場合は、炎のちらつきを感知して警報を発する「炎感知器」を要所に設置することなども考える必要があります。特に、外部から接近しやすい場所にある神社・仏閣などの文化財、危険物の倉庫などの場合は必須アイテムと言えるでしょう。